

# 65歳以上の方の介護保険料を改定しました

照会先 高齢福祉課 ☎ 23-8993 FAX 23-7748

介護保険法では、保険者である市町村が保険給付に関する計画を3年ごとに定め、その計画で見込んだ保険給付に必要な費用の財源の一つである介護保険料も3年ごとに見直すこととされています。

今回、市では第5期（平成24～26年度の3年間）の介護保険事業計画を決定し、保険料の額などを見直しました。その内容は、次のとおりです。

- ・保険料の基準額を年額52,800円にしました。
- ・所得段階を9段階から10段階にしました。
- ・保険料第8・9段階の基準所得金額を200万円から190万円に変更しました。

平成24～26年度の介護保険料の年額（基準額×調整率＝保険料額）			
所得段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料年額
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	0.50	26,400
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.50	26,400
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	0.65	34,320
第4段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.75	39,600
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.85	44,880
第6段階 基準額	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	1.00	52,800
第7段階	本人が市民税課税の方で、合計所得金額が125万円未満の方	1.10	58,080
第8段階	本人が市民税課税の方で、合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	1.25	66,000
第9段階	本人が市民税課税の方で、合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	1.50	79,200
第10段階	本人が市民税課税の方で、合計所得金額が400万円以上の方	1.75	92,400

## 保険料の納付方法

◆特別徴収（年金天引き）の方は、今年度の保険料が確定した後、年間保険料額から4月・6月・8月の天引き額を引いた残額を10月以降の天引き額で調整して、年金支給月ごとの天引き額を6月中旬にお知らせします。

◆普通徴収（現金納付または口座振替）の方は、今年度（4月から平成25年3月）の年間保険料額を、6月から翌年3月までの10回に分けて納めていただきます。介護保険料決定のお知らせは、6月中旬に、納入通知書と納付書をお送りします。なお、口座振替の方には納入通知書のみ送ります。